

# 平成22年小野町議会第1回臨時会

## 議事日程(第1号)

平成22年2月4日(木曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 議案第1号 小中学校教育用パソコン設備導入業務契約の締結について  
〔上程、説明、質疑、討論、採決。以下日程第5まで同じ〕  
日程第 5 議案第2号 小学校教育用電子黒板導入業務契約の締結について  
日程第 6 議案第3号 小野中学校校舎改築(建築主体)工事請負契約の締結について  
〔上程、説明、質疑、討論、採決。以下日程第8まで同じ〕  
日程第 7 議案第4号 小野中学校校舎改築(電気設備)工事請負契約の締結について  
日程第 8 議案第5号 小野中学校校舎改築(機械設備)工事請負契約の締結について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員(14名)

1番	宇佐見 留 男	議員	2番	水 野 正 廣	議員
3番	国 分 喜 正	議員	4番	石 戸 浩	議員
5番	遠 藤 英 信	議員	6番	村 上 昭 正	議員
7番	久 野 峻	議員	8番	鈴 木 忠 幸	議員
9番	會 田 隆 壽	議員	10番	西 牧 さ かり	議員
11番	橋 本 健	議員	12番	吉 田 鐵 雄	議員
13番	佐 藤 登	議員	14番	大 和 田 昭	議員

## 欠席議員(なし)

---

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	穴 戸 良 三	副 町 長	伊 藤 直 樹
教育長職務 代理者	鈴 木 澄 夫	総務課長	駒 木 根 祐 治
教育課長			
施設整備室長	吉 田 浩 祥		

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	村	上	春	吉	書	記	先	崎	実	
書				記	熊	谷	真	書	記	先	崎	英	典
書				記	新	田	徹	書	記	照	山	真	

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（大和田 昭君） ただいまから平成22年小野町議会第1回臨時会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（大和田 昭君） ただいま出席している議員は14名で、定足数に達しており、会議は成立いたしました。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（大和田 昭君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（大和田 昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第118条の規定により、議長において、

5番 遠藤英信 議員

6番 村上昭正 議員

を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（大和田 昭君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

12番、吉田鐵雄議会運営委員長。

〔議会運営委員長 吉田鐵雄君登壇〕

○議会運営委員長（吉田鐵雄君） ご報告申し上げます。

本日午前9時より議会運営委員会を開きまして、当臨時議会の会期日程を本日1日限りと決定をしたわけ  
でございます。ご理解の上、ご承認願いたいと思います。

以上をもって報告を終わります。

○議長（大和田 昭君） お諮りいたします。この臨時会の会期を議会運営委員長報告のとおり、本日限りとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りと決定いたしました。

会期日程については、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（大和田 昭君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき出席を求めましたのは町長、教育委員会委員長であり、その委任を受けました者の名簿はお手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎議案第1号及び議案第2号の上程

○議長（大和田 昭君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第1号 小中学校教育用パソコン設備導入業務契約の締結について及び日程第5、議案第2号 小学校教育用電子黒板導入業務契約の締結についての、2議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

村上事務局長。

〔議会議務局長 朗読〕

---

#### ◎議案第1号及び議案第2号の説明

○議長（大和田 昭君） 町長の提案理由の説明を求めます。

宍戸町長。

〔町長 宍戸良三君登壇〕

○町長（宍戸良三君） 本日ここに、平成22年小野町議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ご多端の中ご出席を賜り、衷心より感謝を申し上げます。

本臨時会にご提案申し上げる案件につきましては、小中学校ICT環境整備、備品購入に係る業務契約案件2件、小野中学校校舎改築工事請負契約案件3件であります。

いずれも緊急かつ重要な案件でありますことから、臨時会を招集申し上げたところであります。

よろしく願いをいたします。

それでは、提出案件につきまして提案理由を申し上げます。

議案第1号 小中学校教育用パソコン設備導入業務契約の締結についてであります。学校ICT整備補助金及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金の事業といたしまして、本年度実施するものであります。

業務内容につきましては、パソコン245台、カラーレーザープリンター6台、カラーインクジェットプリンター14台及び教育ソフト等一式を購入するものでありまして、地方自治法第234条の規定に基づき、指名競争入札により、有限会社印南電気及び株式会社エフコム等町外業者6社、合計7社を指名し、1月19日入札執行の結果、3,145万8,000円をもって、有限会社印南電気が落札したものであります。

予定価格が700万円以上となることから、契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は財産の処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第2号 小学校教育用電子黒板導入業務契約の締結についてであります。学校ICT整備補助金及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金の事業といたしまして、本年度実施するものであります。

業務内容につきましては、50インチコントロールパネル付プラズマディスプレイ9台を購入するものでありまして、地方自治法第234条の規定に基づき、指名競争入札により、有限会社印南電気、浮金電化サービス、サトウラジオ店、草野電気、岩塚電気商会の5社を指名し、1月19日入札執行の結果、618万9,750円をもって、有限会社印南電気が落札したものであります。

予定価格が700万円以上であることから、契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は財産の処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、議案の説明を申し上げましたが、なお、細部につきましては、副町長以下担当課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。

よろしく願い申し上げます。

---

#### ◎議案第1号及び議案第2号の質疑

○議長（大和田 昭君） 議案に対する質疑を行います。

議案第1号 小中学校教育用パソコン設備導入業務契約の締結について及び議案第2号 小学校教育用電子黒板導入業務契約の締結についての2議案について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、吉田鐵雄議員。

○12番（吉田鐵雄君） 議案1号と2号と、一括してご質問申し上げたいと思いますが、この第1番に入札されました金額は上げておるのでわかりますが、2番札との差がどれくらいあったのか、お示し願いたいと思

ます。

次に、この予定価格が700万というようなことですが、この根拠はどこで設定されたのか、これもお示し願いたいと思います。

○議長（大和田 昭君） 教育課長。

○教育長職務代理者教育課長（鈴木澄夫君） 2番札との差ということですが、現在私のほうで2番札との価格等については非公開ということしております。ご理解をいただきたいと思います。

それから、第2点の根拠でありますけれども、700万これの設定につきましては、私ども各導入等の機種に基づきまして、それらの市場価格等を調査しました結果を踏まえての設計をいたしまして、その上での事業費を決定しております。700万につきましては、当然そのような形の細かい積み上げの積算に基づくものでありまして、その結果700万を予定価格が超えましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は財産の処分に関する条例に基づきまして、今般、仮契約をいたしまして議会の議決を求めるものであります。

○議長（大和田 昭君） 吉田鐵雄議員。

○12番（吉田鐵雄君） 今日はね、これ本会議なんですよ。臨時会的なもの。議決議会なんだこれ。私はその2番札がだれ、業者とかなんか言えって言っているんじゃないんだよ。どれくらいの開きがあったんだと、それを聞いているのですよ。それも議会に示せないというのはどういうことなんですか。

○議長（大和田 昭君） 暫時休議といたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時21分

○議長（大和田 昭君） 再開します。

教育課長。

○教育長職務代理者教育課長（鈴木澄夫君） 2番札との差ですが、第1号議案については298万円、第2号議案については40万円であります。

○議長（大和田 昭君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第1号及び議案第2号の2議案について質疑を終わります。

---

#### ◎議案第1号及び議案第2号の討論

○議長（大和田 昭君） 続いて、討論を行います。

議案第1号及び議案第2号の2件を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第1号及び議案第2号の討論を終わります。

---

#### ◎議案第1号及び議案第2号の採決

○議長（大和田 昭君） 次に、議案の採決を行います。

議案第1号 小中学校教育用パソコン設備導入業務契約の締結について及び議案第2号 小学校教育用電子黒板導入業務契約の締結についての2議案についてお諮りいたします。

本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号及び議案第2号の2議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第3号～議案第5号の上程

○議長（大和田 昭君） 日程第6、議案第3号 小野中学校校舎改築（建築主体）工事請負契約の締結についてから、日程第8、議案第5号 小野中学校校舎改築（機械設備）工事請負契約の締結についてまで、3議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

村上事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

---

#### ◎議案第3号～議案第5号の説明

○議長（大和田 昭君） 町長の提案理由の説明を求めます。

宍戸町長。

〔町長 宍戸良三君登壇〕

○町長（宍戸良三君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第3号 小野中学校校舎改築（建築主体）工事請負契約の締結についてであります。安心・安全な学校づくり交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金の事業といたしまして、本年度から23年度までの3カ年にわたり実施するものであります。

工事の内容につきましては、鉄筋コンクリート造り、地上2階建て5,890.26平方メートル、うち校舎棟5,315.32平方メートル、給食センター棟574.94平方メートルの建築工事でありまして、地方自治法第234条の規定に基づき、指名競争入札により、株式会社トリアス小野支社及び株式会社オオバ工務店等、町外業者17社、合計18社を指名した結果、町外3社が辞退し、1月28日入札執行の結果、7億4,886万円をもって、株式会社トリアス小野支社が落札したものであります。

予定価格が5,000万円以上であることから、契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は財産の処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第4号 小野中学校校舎改築（電気設備）工事請負契約の締結についてであります。前議案同様、本年度から23年度までの3カ年にわたり実施するものであります。

工事の内容につきましては、太陽光発電設備、受変電設備及び自動火災報知設備等の電気工事でありまして、地方自治法第234条の規定に基づき、指名競争入札により、東新電気工業株式会社小野支社、有限会社吉田総合電設及び高柳電設工業株式会社等町外業者6社、合計8社を指名し、1月28日入札執行の結果、1億1,306万4,000円をもって、東新電気工業株式会社小野支社が落札したものであります。

予定価格が5,000万円以上であることから、契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は財産の処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第5号 小野中学校校舎改築（機械設備）工事請負契約の締結についてであります。前2議案同様、本年度から23年度までの3カ年にわたり実施するものであります。

工事の内容につきましては、衛生器具設備、屋内外給水設備及び浄化槽設備等の機械設備工事でありまして、地方自治法第234条の規定に基づき、指名競争入札により、株式会社大和田工務店、株式会社ムナカタ総業及び株式会社トーカイ工業等町外業者6社、合計8社を指名し、1月28日入札執行の結果、1億1,967万9,000円をもって、株式会社トーカイ工業が落札したものであります。

予定価格が5,000万円以上であることから、契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は財産の処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、議案の説明を申し上げましたが、なお、細部につきましては、副町長以下担当課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。

よろしく願いいたします。

---

### ◎議案第3号～議案第5号の質疑

○議長（大和田 昭君） 議案に対する質疑を行います。

議案第3号 小野中学校校舎改築（建築主体）工事請負契約の締結についてから、議案第5号 小野中学校



校舎改築（機械設備）工事請負契約の締結についてまで、3議案について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、吉田鐵雄議員。

○12番（吉田鐵雄君） 議案第3号から5号まで一括してご質問申し上げますが、この先ほどの説明の中で日にちはちょっとあれしましたが、その仮契約を結んだというようなご報告でございますが、何かその、今私も議決、議会の議決前に仮契約を結ぶってというようなことが、ちょっと記憶が薄れているのだけれども、その辺の根拠をひとつご説明願いたいと思います。

○議長（大和田 昭君） 施設整備室長。

○施設整備室長（吉田浩祥君） 12番、吉田議員のご質問にお答えを申し上げます。

予定価格が今般5,000万円を超えるために、仮契約という形で契約を法に基づきさせていただいておりますが、仮契約を締結するというので、要は議案の相手方が特定をする必要があるために、各事業所と仮契約を締結をさせていただいております。ただし、その仮契約の特約条項の中に、小野町議会において可決された場合に本契約するという形で特約を設けさせていただいておりますので、そういった形で手順といたしましては、仮契約を締結をさせていただいて、議会の議決を経た後正式契約という形で、仮契約書上もそういった特約条項を設けさせていただいております。

○議長（大和田 昭君） 12番、吉田鐵雄議員。

○12番（吉田鐵雄君） 今、仮契約ということでございますが、議決前に仮契約を結ぶってということになると、早い話が議会軽視にもつながると。もしこれが否決された場合に、違約金などという問題は生じないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（大和田 昭君） 施設整備室長。

○施設整備室長（吉田浩祥君） 12番、吉田議員のご質問にお答えを申し上げます。

先ほど申し上げました仮契約の特約条項について読み上げますと、この契約締結に関し、小野町議会において可決された場合に本契約として成立するものとし、当該日までに可決されなかった場合または否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合において町はこのことにより業者が損害を生じた場合においても、町は一切その賠償の責めに任じないという形で、特約条項を盛り込まさせていただいております。

○議長（大和田 昭君） 質疑ありませんか。

2番、水野正廣議員。

○2番（水野正廣君） 第3号から第5号まで一括質疑させていただきます。

前の全員協議会等でもご説明いただいておりますが、当工事に関しまして最低価格を設けるというふうなご説明を受けておりますが、今般、先ほど落札率は幾らなのかというご質問を申し上げましたところ、お答えいただきましたので、その数字からいきますと、80%からそれ以下だったのだろうと想定されますが、その最低価格を設定した根拠と申しますか、考え方と申しますか、それをお示し願いたいと思います。

○議長（大和田 昭君） 副町長。

○副町長（伊藤直樹君） 2番、水野議員のご質問にお答えいたします。

今般、入札に際しまして、最低制限価格を設けました。最低制限価格につきましては福島県同様、非公開と

いうことをごさいますので、ご理解いただきたいと思ひます。

なお、設定に際しましてその基準ということでお答えさせていただきますと、国の通達がございます、工事請負契約に係る、低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルというところで検討された国のほうで示しております通達の中では、70%から90%の範囲内で設定するというおおよその基準が設けられておりまして、町におきましてその基準に基づきまして、今般、設定をさせていただきますところでは、

以上です。

○議長（大和田 昭君） 質疑ありませんか。

2番、水野議員。

○2番（水野正廣君） 私の認識不足かもしれませんが、漏れ聞くところによりますと、新聞報道でもありますが、県のほうでも最低価格の引き上げというふうなことも発表になっております。それで、今般の政治的根拠とかそれが、いろんな意味合いがあるとは思ひのですが、そこら辺のご説明のその範囲であるということとは重々承知申し上げますが、その数字が妥当であるかどうかということとは私も判断できませんが、別に企業の利益を優先するわけではありませんが、こういうふうなご時世でございますので、その辺を加味いただければなど、かなり業者等も切迫して経営上も大変だろうと思ひますので、その辺のことを申し上げておきたいと思ひます。

それと、この予定価格の差額であります、これの生じた処理というのがどうふうになるのか、ちょっとお伺ひできるかなど。

○議長（大和田 昭君） 吉田施設整備室長。

○施設整備室長（吉田浩祥君） 2番、水野議員のご質問にお答えを申し上げます。

今般、生じたいわゆる請負差金等の部分であります、町の予算上につきましては今後の事業も含めて、3月補正等で処理をさせていただきますと考えております。

あわせて国、県等のいわゆる交付金の部分については、当然交付先、用途に対して交付を受けているものでありますので、基本的には当然変更という形でお返することになります、関連した事業引き続きの部分もでございますので、教育委員会といたしましては、できるだけ関連の小野中学校の屋内運動場等あるいはその他の部分につきましても、流用できる部分については国の交付金についてはできるだけ活用は図ってまいりたいというふうと考えております。

○議長（大和田 昭君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第5号までの3議案について質疑を終わります。

---

#### ◎議案第3号～議案第5号の討論

○議長（大和田 昭君） 続いて、討論を行います。

議案第3号から議案第5号までの3件を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第5号までの討論を終わります。

---

#### ◎議案第3号～議案第5号の採決

○議長（大和田 昭君） 次に、議案の採決を行います。

議案第3号 小野中学校校舎改築（建築主体）工事請負契約の締結についてから、議案第5号 小野中学校校舎改築（機械設備）工事請負契約の締結についてまでの3議案についてお諮りいたします。本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第5号までの3議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（大和田 昭君） 以上で、本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（大和田 昭君） これをもって、平成22年小野町議会第1回臨時会を閉会といたします。

閉会 午前10時40分